

皆さんの地域の農業は、 5年後、10年後に どうなっているのでしょうか？

- ・ 担い手は十分いるのでしょうか？
- ・ 耕作放棄地は発生していないのでしょうか？

○ 人と農地の問題を解決するには、まず、地域の皆さんの徹底した話し合いが必要です。

→ これが、【人・農地プラン】です。

○ その際、「信頼できる農地の中間的受け皿」がお役に立ちます。

→ これが、【農地中間管理機構】です。

都道府県知事指定の公的機関ですから、

- ・ 賃料は確実に支払われます。
- ・ 耕作放棄地になる心配もありません。

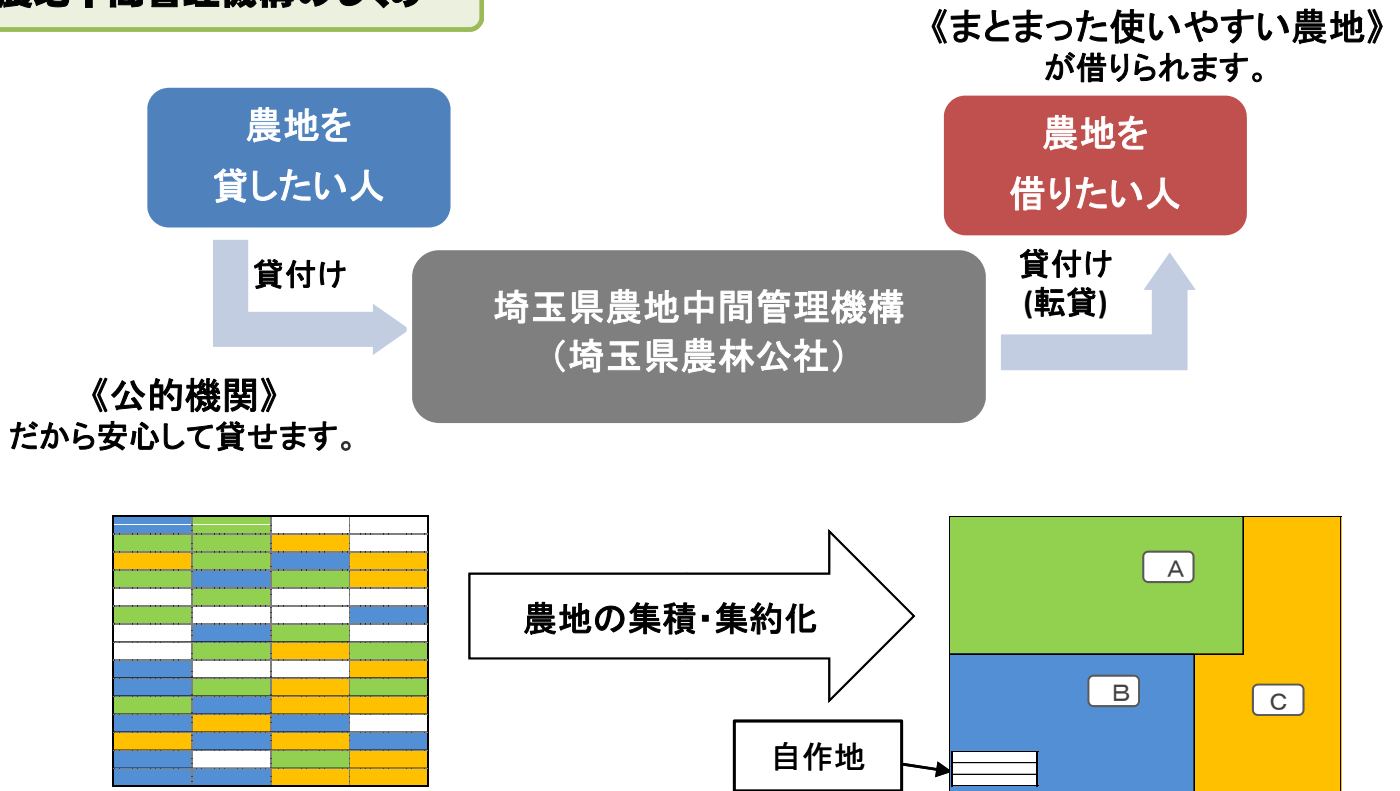
自分で耕作できない農地は、安心して機構に貸してください。

地域農業を発展させるために、地域の皆さんで話し合って、
農地中間管理機構をうまく使いましょう。

～地域農業の目標とする姿～

- 1 担い手が十分にいる。若い人もいて、年齢構成のバランスがとれている。
- 2 担い手が、まとまった農地を効率的に利用している。
- 3 耕作放棄地はない。

農地中間管理機構のしくみ



リタイアするので農地を貸したいな! と思ったら…

→ 機構に農地を貸して下さい。お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

地域内で利用権を交換するとお互いに農業がやりやすくなるな! と思ったら…

→ 関係者がそろって機構に農地を貸して下さい。機構が担い手の使いやすい形にまとめて転貸します。

※ 借受希望者が確認できない等、機構が定めている基準に適合しない農地については借りられない場合があります。

分からないことがありましたら、

○最寄りの市町村（農政担当）・JA

○埼玉県農地中間管理機構（公益社団法人 埼玉県農林公社）

電話：(直) 048-558-3555 E-mail：nouchi@sainourin.or.jp
(受付時間：平日 9:00～17:00)